
第 13 章 職員の能力開発と健康管理

第 1 節	人材育成	127
1	基本方針	127
2	研修目標	127
3	研修用施設等	127
(1)	事故から学ぶ展示室	127
(2)	地下鉄運転シミュレータ	127
(3)	バス運転訓練車	128
(4)	地下鉄信号連動教習装置	128
第 2 節	職員の健康管理	132
1	健康診断	132
2	特別診断	132
3	SAS（睡眠時無呼吸症候群）対策	132
4	精神保健対策	132
5	長時間労働対策	133
6	保健指導	133
7	安全衛生活動	133

第1節 人材育成

1 基本方針

「東京都交通局経営計画2016」、「東京都交通局人材育成方針」及び「交通局OJT取組方針」に基づき、プロフェッショナル職員の育成及び技術力の維持・向上のために、各部が職場で実施するOJT及び総務局所管の中央研修と連携しながら、以下の研修目標を掲げ、研修所で行う集合研修等を着実に実施するとともに、その一層の充実・強化を図ることとする。

2 研修目標

- (1) お客様の安全・安心を最優先に確保するため、「安全に対する強い意識と使命感を持った職員」を育成する。
- (2) 多様化・高度化するお客様のニーズを敏感に感じ取り、「お客様に心から喜んでいただける質の高いサービスを実践できる職員」を育成する。
- (3) 交通事業に携わる者として、「鋭敏な経営感覚を持ち、事業に精通した職務遂行能力の高い職員」を育成する。

3 研修用施設等

(1) 事故から学ぶ展示室

事故防止対策の強化として、安全意識の高い職場風土を作るため、研修所3階に約50㎡のスペースで「事故から学ぶ展示室」を設置し、平成19年11月から研修に活用している。ここでは、過去の事故を基にした資料を展示することで、事故を振り返るとともに、事故から学んだ教訓を風化させることなく、職員一人ひとりが安全に対する意識を高め、日々の仕事に活かすことができる。

展示資料には、浅草線浅草橋駅における死亡事故（平成6年6月）や都電荒川線の車両衝突事故（平成18年6月）をはじめ、都営バスの交差点衝突による重大事故（平成20年5月）等の事故、他の鉄道会社の事故事例、事故

対応の取組などがある。

また、映像やコンピュータグラフィックを活用した映像装置及び事故発生時の緊迫感を伝える運輸指令との無線の交信音声を流す音響装置を設置している。

平成26年4月には都営バスや保守作業における事故、各種訓練等を中心に展示資料を大幅に追加した。

今後も引き続き、展示室は事故防止、安全管理等の集合研修時に使用していく。



【事故から学ぶ展示室】

(2) 地下鉄運転シミュレータ

平成21年2月に導入した「新宿線10-300形運転シミュレータ」は、実際の運転さながらの訓練ができるような様々な機器や表示灯を設置している。具体的には、運転士用として前方に100インチのモニターを備え、走行時の風景を映し出す。

また、車掌用としてお客様の乗降を再現する100インチのモニターとホームの前方確認のためのITVを2台設置し、更に、出発後にお客様の転落がないかどうか確認するため、後方にも42インチモニターを設置している。

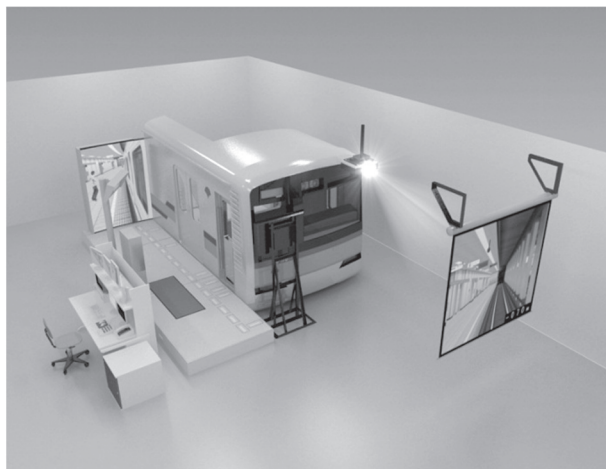
運転士の異常時対応訓練では「車両故障」、「人身事故」、「地震発生」、「救援列車の運転」等の訓練や、教官卓を総合指令に見立てることで、指令との連携訓練も行うことができる。

また、車掌の訓練では、相対式ホーム構造の7駅について、「過走」、「戸挟み」、「酔客転倒」等が再現できる。いずれの訓練も体験型で学ぶことにより、実際の異常時

における的確な判断と迅速に対応する能力の向上を図ることができる。

また、既存の「浅草線5300形運転シミュレータ」については、平成26年2月にA T S等の機器を実車に合わせて更新し、教育訓練に活用している。

この2つのシミュレータを運転士養成や車掌養成研修をはじめ、乗務員成業3年目のフォローアップ研修、成業10年目のアドバンス研修等において活用している。



【新宿線 10-300 形運転シミュレータ 鳥瞰図】

（３） バス運転訓練車

平成20年5月に発生した池袋駅東口での交差点衝突事故を教訓に、平成21年3月に「バス運転訓練車」を導入した。

この運転訓練車は、ドライバーの視線を追跡及び記録するアイマークレコーダーや、車内の揺れを計測する加速度センサー、前方や左側方との距離計測器、お客様の車内移動を確認する安全確認装置、前後扉の開閉センサー等を装備し、それらのデータを教官卓のモニターに表示できる。さらに、公道を走りながら、ドライバーの運転状況をモニターに映し出すとともに、車庫に戻ってからその場で記録を再生することで、客観的かつ具体的なデータに基づき運転中の癖や注意すべき点などを教育及び訓練することができる。

今後も引き続き、各営業所に出張し、公道を走りなが

ら運転状況を診断することで、運転操作の改善と、基本動作の徹底に対する意識の向上を図っていく。



【運転訓練車】

（４） 地下鉄信号連動教習装置

平成24年12月に導入した「地下鉄信号連動教習装置」は、信号保安設備と連動装置の動作を総合的に学べる教材で、信号模型教材及び連動装置訓練教材から構成されている。

信号模型教材は、閉そくによる方法、列車間隔を確保する装置による方法等について教習する教材であり、浅草線では、信号機を現示し、新宿線では、模型の列車位置により速度と信号が表示できるものである。



【信号模型教材】

連動装置訓練教材は、実際の信号保安設備と同じ装置で教習することで、運行管理システムに故障や事故が発生した場合、迅速に信号扱い所において対応することができるように教習する教材であり、都営地下鉄4路線の停車場4駅の連動装置制御盤及び教師卓から構成され

ている。

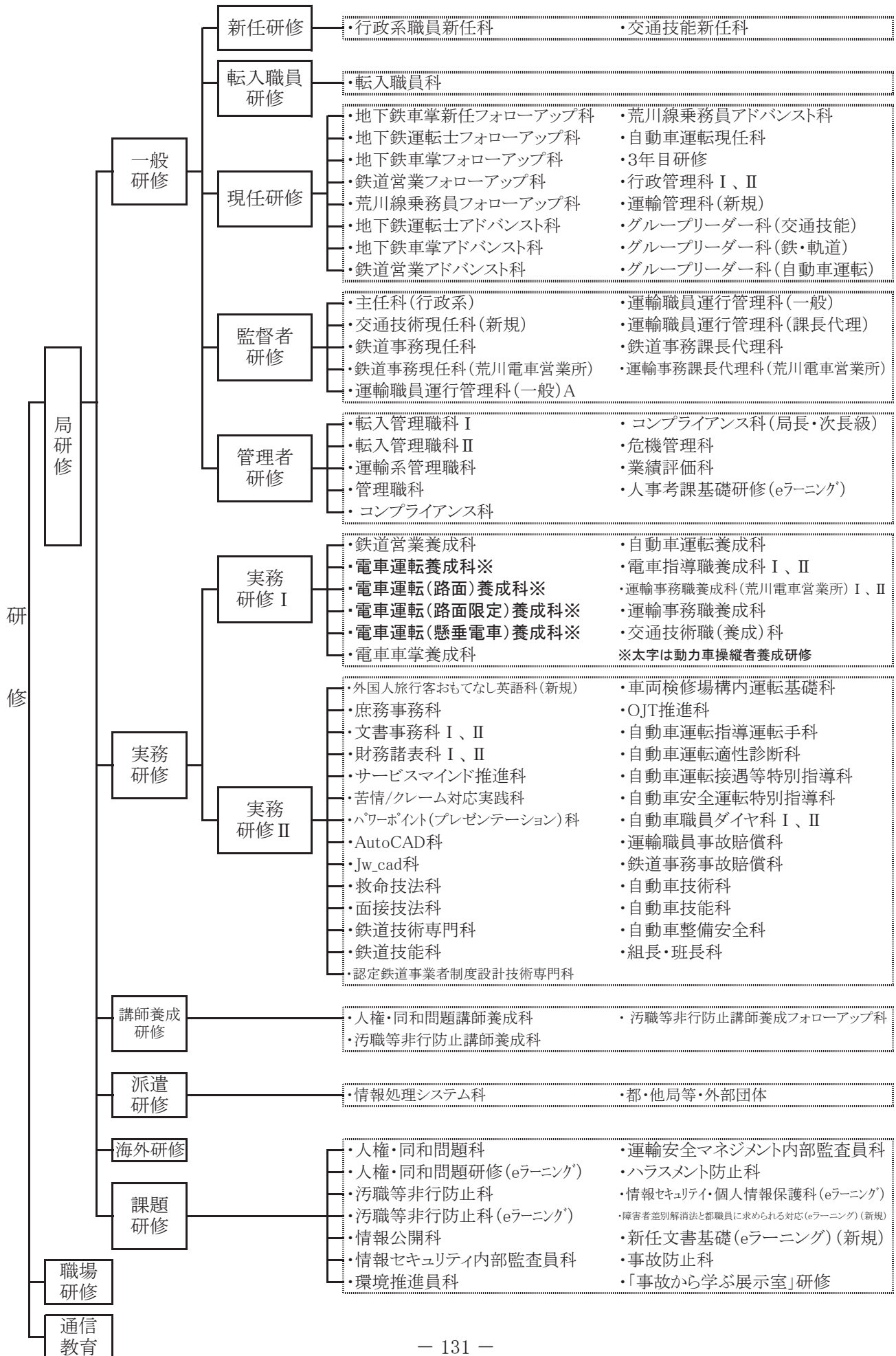


【連動装置訓練教材】

[平成27年度研修実績]

研 修 名			平成 27 年度実績	
			回数（回）	人員（人）
一般研修	新任研修		3	67
	転入職員研修		1	29
	現任研修		45	705
	監督者研修		29	418
	管理者研修		13	293
実務研修		I	16	229
		II	476	3991
講師養成研修			6	89
派遣研修		中央研修	132	558
		他局研修	57	243
		外部団体	18	344
		情報処理システム科	1	43
その他研修	課題研修	人権・同和問題科（管理職員）	1	18
		人権・同和問題科（管理職員以外）	211	3,304
		汚職等非行防止科	291	2,501
		情報公開科	2	44
		情報セキュリティ科（内部監査員養成）	1	9
		環境推進員科	3	71
		運輸安全マネジメント内部監査科	1	18
		セクシャル・ハラスメント防止科	1	32
		情報セキュリティ・個人情報保護科（eラーニング）	1	2,053
		事故防止科（講演）	2	579
		「事故から学ぶ展示室」研修	4	62
通信教育研修			2	118
計			1,317	15,818

平成28年度 東京都交通局職員研修体系図



第2節 職員の健康管理

公共交通機関において安全の確保は事業の根幹であり、職員の健康管理は、乗客の生命を預かり安全輸送を支える重要な柱である。

1 健康診断

職員の健康状況を把握するため、労働安全衛生法に基づき、定期的に健康診断を実施している。交通局では、運転業務や保守業務など不規則勤務に従事する職員が約8割を占めていることから、法律に定めのある特定業務従事者の健康診断対象業務に加え、運転業務及び地下業務に従事する職員についても、前期及び後期の年2回の健康診断を実施している。

運転業務に従事する職員については、25歳時及び30歳以降、毎年1回心電図検査及び聴力オーディオメーターを実施している。

また、運転業務、泊まり勤務、高所作業、ホーム監視に従事する職員について、高血圧、高血糖等で基準値を超えた場合は、就業上の措置を行い、症状の改善を確認した後、復務させている。

その他の健康診断として、有害業務従事者の疾病防止のための特殊健康診断、VDT健康診断、消化器健康診断、大腸がん検診、女性検診等を実施している。

2 特別診断

特別診断は、復務診断、退職診断、その他職員の服務上必要とされる項目について、産業医を中心に実施している。

このうち、復務診断は、30日以上傷病で休んだ職員を対象に、主として本来業務復帰の可否について判定を行うもので、安全輸送の確保の観点から重要なものである。

3 SAS（睡眠時無呼吸症候群）対策

運転業務に従事する職員を対象として、平成15年度から、SAS検診を実施している。

平成19年度までは、問診、血圧及び肥満度によるスクリーニング検査を実施し、平成20年度からは、簡易検査を全員に実施した。

さらに、平成25年度からは、局の安全重点施策にも位置付け、安全対策の一環として、計画的に検診を行っている。

重度のSASと診断された職員に対しては、就業上の措置を行い、症状の改善を確認した後、復務させている。

また、治療中の職員に対しては、治療機器であるCPAPの使用状況についての確認を行っている。

4 精神保健対策

厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、平成18年4月に「東京都交通局職員の心の健康づくり計画」を策定し、精神保健対策に取り組んでいる。平成26年4月には、対策を更に推進するため、計画を一部改正した。

具体的な取組としては、産業医及び精神科医による職場不適應や精神的問題をかかえる職員の相談を行うほか、退職者の職場復帰訓練や復務診断を実施している。

また、精神保健相談員による「健康なんでも相談」の定期的な実施をはじめ、各事業所での巡回相談、職場復帰訓練中及び復帰後の状況把握などに包括的に取り組むとともに、職員及び管理監督者への情報提供や教育を行うため、講演会や事例検討会を開催している。

このほか、職員のセルフケアの一助として、平成19年度から、入都3年目の職員を対象としてストレスチェックを実施してきたが、平成26年度からは採用、局転入及び任用転1年目の職員についても対象とするなど、予防対策の充実、強化を図っている。さらに、労働安全衛生法の一部改正に伴い、平成28年からは、全職員を対象

に実施する。

5 長時間労働対策

平成16年度から、全庁的な取組として、健康障害を防止するため、一定基準以上の時間外労働を行った職員で、面接指導を受けることを申し出た者に対し、産業医による健康管理上の面接指導を実施している。

さらに、平成25年度からは、ワークライフバランスの施策を推進し、過重労働による健康障害を防止していくため、1月当たり又は2ないし6月の平均で1月当たり80時間を超えた時間外労働を行った職員に対し、産業医による面接を積極的に実施している。

6 保健指導

保健指導は、特に健康の保持増進が必要な職員に対して行っており、具体的には、健康診断等で異常が認められた職員や治療中の職員に対し、必要に応じて産業医及び保健師が面談している。職場の実態や生活状況を踏まえた保健指導を行い、職員の自助努力を支援するほか、生活習慣病予防対策として健康教室を実施し、食事指導等を行っている。

また、平成20年度から、医療保険者である東京都職員共済組合が、職員のメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を予防するため、予防健診（特定健康診査）、保健指導（特定保健指導）を実施しており、当局が行っている保健指導等と連携させながら、協力を図っている。

7 安全衛生活動

交通局安全衛生委員会では、「安全衛生管理基本方針」及び「安全衛生管理実施計画」を策定し、安全衛生マネジメントシステム（PDCAサイクル）を確実に実行することにより、安全衛生活動のレベルアップを図っている。

具体的には、「全国安全週間」及び「全国労働衛生週

間」への積極的参加や職員を対象とした講演会の開催などにより、職員の安全衛生意識を高め、労働災害の防止に努めている。

また、全ての事業所を対象とした産業医等による職場巡回及び安全衛生委員会への参加により、各職場における安全衛生管理の充実や安全衛生活動の活性化に向け、指導を行っている。

さらに、受動喫煙のない職場の実現を目指し、各職場において産業医による職場巡回時に状況確認及び改善指導を重点的に実施するなどの取組を進めている。

その他、作業起因性疾患の予防や良好な作業環境の維持等のため、「東京都交通局安全衛生管理規程」に基づき、作業環境測定を実施し、施設や作業方法の改善策を含め、快適な職場環境の形成に努めている。

